

別冊

物件別仕様書

令和5年度実施（令和6年4月設置分）

見積書提出期間：令和6年2月2日（金曜日）から令和6年2月9日（金曜日）
開札日：令和6年2月14日（水曜日）

令和6年1月19日

岡山市

この「物件別仕様書」は、岡山市自動販売機設置事業者募集における対象物件ごとの仕様について記載したものです。別冊「岡山市自動販売機設置事業者募集案内書」の「基本仕様書」と合わせてよくお読みいただき、見積もりを希望する物件の仕様について承諾したうえで、公募に参加してください。

なお、公募の手続きについても、別冊「岡山市自動販売機設置事業者募集案内書」を必ずよくお読みください。

目次

- ◇ 対象自動販売機一覧表 P 1

- ◇ 物件別仕様書 P 2～23

※ 仕様の内容などに関する質問は、別冊募集案内書2ページ「3. 質問及び回答」の手続きに従ってください。

※募集案内書については

岡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002788.html>

岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課（本庁舎5階）にも用意しています。

対象自動販売機一覧表

各自動販売機の仕様については、必ず「基本仕様書」及び「物件別仕様書」の両方を確認すること。

公募グループ	物件番号	施設名称	設置場所	設置台数	品目	最低納付金料率
A	A-①	岡山市役所本庁舎 (岡山市北区大供一丁目1-1)	1階 市民ホール横	1台	カン・ペット・びん	15%
	A-②	北区役所土木農林分室 (岡山市北区富吉1401-32)	土木農林分室事務所内	1台	カン・ペット・びん	
	A-③	御津グランドゴルフ場 (岡山市北区御津宇垣1227-2)	休憩所建物北側 屋外	1台	カン・ペット・びん	
B	B-①	中区役所庁舎 (岡山市中区浜三丁目7-15)	1階 北東スペース	2台	カン・ペット・びん	15%
C	C-①	北消防署 (岡山市北区鹿田町二丁目4-1)	2階 待機室兼食堂	2台	カン・ペット・びん	15%
	C-②	西消防署 (岡山市北区野殿西町427-1)	2階 待機室兼食堂	2台	カン・ペット・びん	
	C-③	中消防署 (岡山市中区今在家地先)	2階 待機室兼食堂	2台	カン・ペット・びん	
	C-④	東消防署 (岡山市東区西大寺南一丁目2-4)	1階 風除室2	1台	カン・ペット・びん	
	C-⑤	東消防署 (岡山市東区西大寺南一丁目2-4)	3階 待機室兼食堂	1台	カン・ペット・びん	
	C-⑥	南消防署 (岡山市南区浦安南町495-88)	2階 待機室兼食堂	2台	カン・ペット・びん	
	C-⑦	北消防署御津出張所 (岡山市北区御津宇垣140-2)	御津出張所庁舎西側 屋外	1台	カン・ペット・びん	

令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

A-①

設置台数

1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市役所本庁舎			
施設所在地	岡山市北区大供一丁目1番1号			
設置場所	1階市民ホール横	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	2,000 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	1,000 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	特記事項(3)参照	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 設置場所には、自動販売機本体(1台分)ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。</p> <p>(3) 令和8年度供用開始予定の岡山市役所新庁舎への庁舎機能の移転が完了するまで。詳細な時期については、設置事業者と別途協議することとする。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水(酒類及びその類似品を除く。) 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット(冬季)
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 (根拠条例:岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 有 (3) 台 [販売品目: コーヒー、ジュース、清涼飲料水]
-------------	---

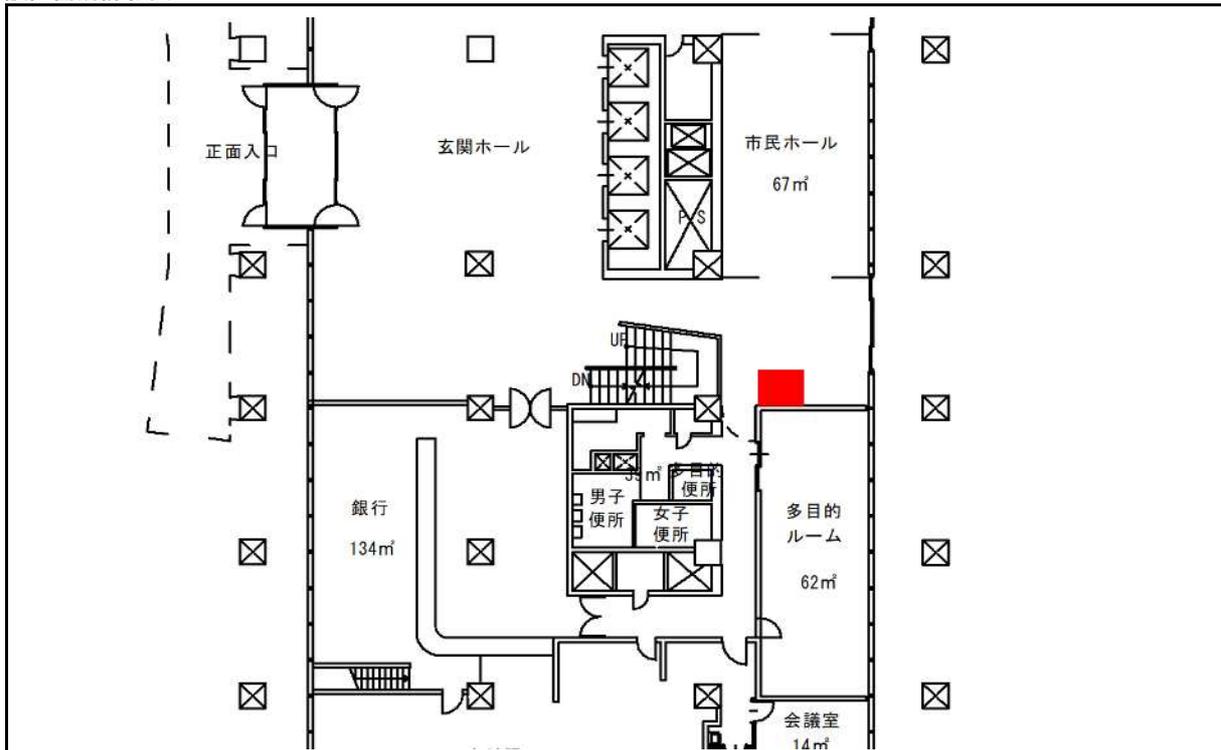
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	令和2年度売上 1,815,300円 令和3年度売上 1,496,920円 令和4年度売上 1,346,760円
-----------------	---

7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	総務局総務部庁舎管理課	電 話	086-803-1152
-------	-------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

A-②

設置台数

1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	北区役所土木農林分室			
施設所在地	岡山市北区富吉1401-32			
設置場所	北区役所土木農林分室事務所内	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	1,500 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	900 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済み容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 (2) 設置場所には、自動販売機本体(1台分)ほか、使用済み容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ □ カップ式
販売価格	標準小売価格から一律20円差引いた額で販売すること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 (根拠条例：岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:]
-------------	-----------------------------

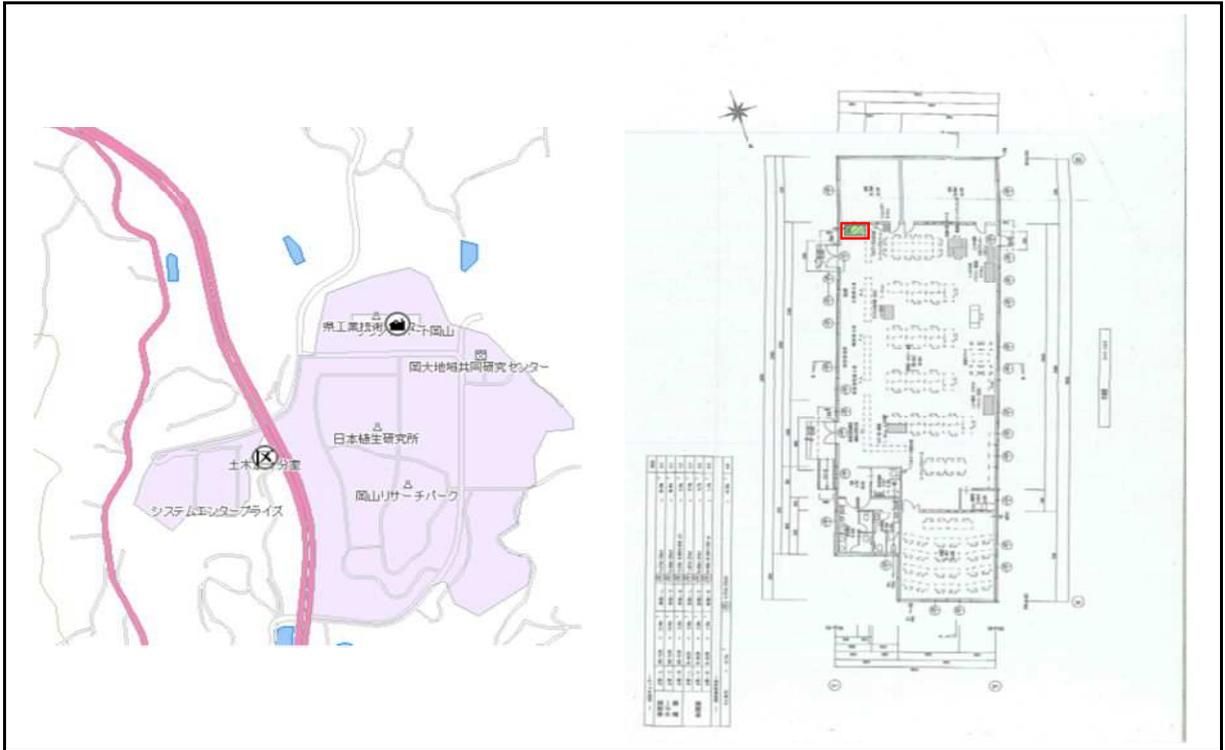
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	令和2年度売上 251,850円 令和3年度売上 248,520円 令和4年度売上 229,030円
-----------------	--

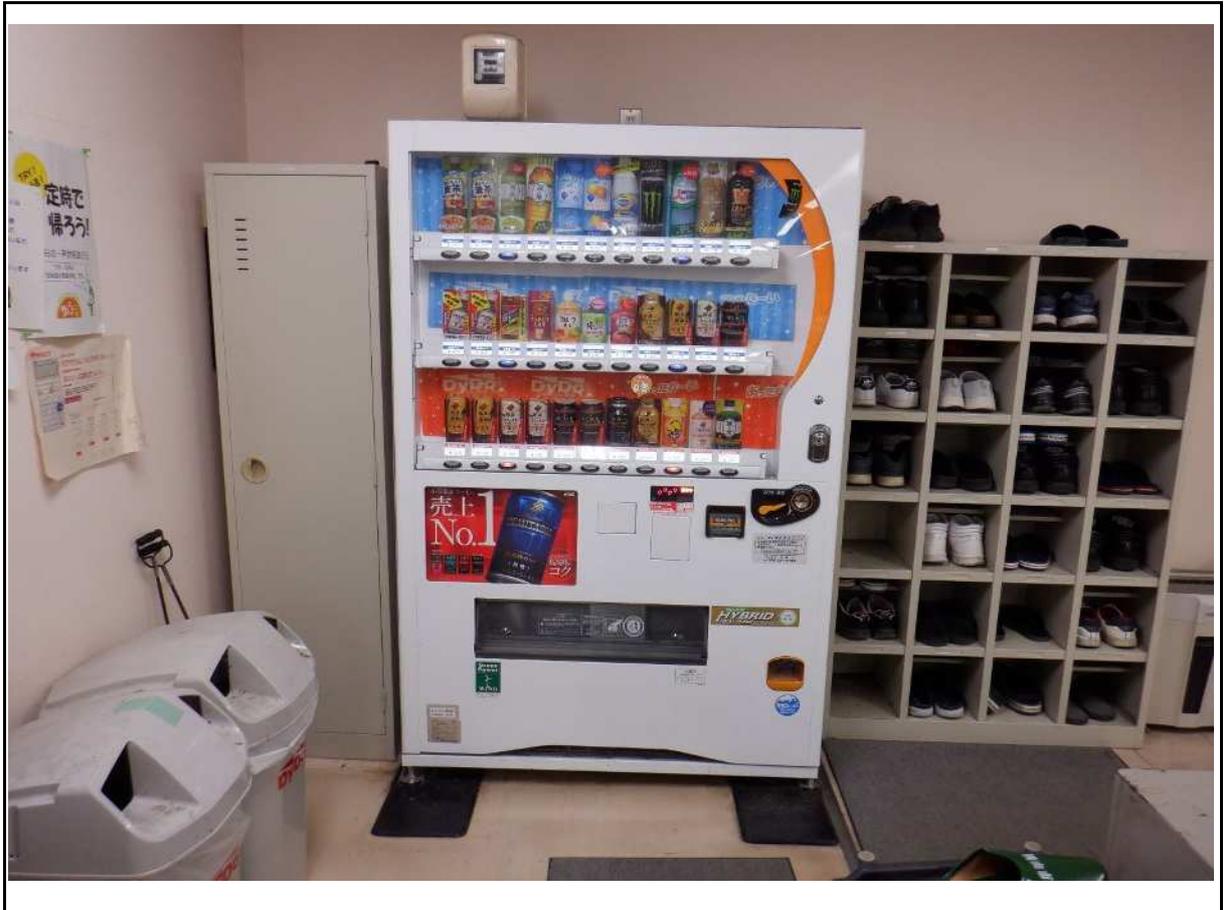
7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	北区役所土木農林分室	電 話	086-286-9070
-------	------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

A-③

設置台数

1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	御津グラウンドゴルフ場			
施設所在地	岡山市北区御津宇垣1227-2			
設置場所	休憩所建物北側 屋外	土地・建物の別	■ 土地	
設置場所寸法	幅	2,000 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	900 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,300 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 設置場所寸法には、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 12,000 円/台 (根拠条例：岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:]
-------------	-----------------------------

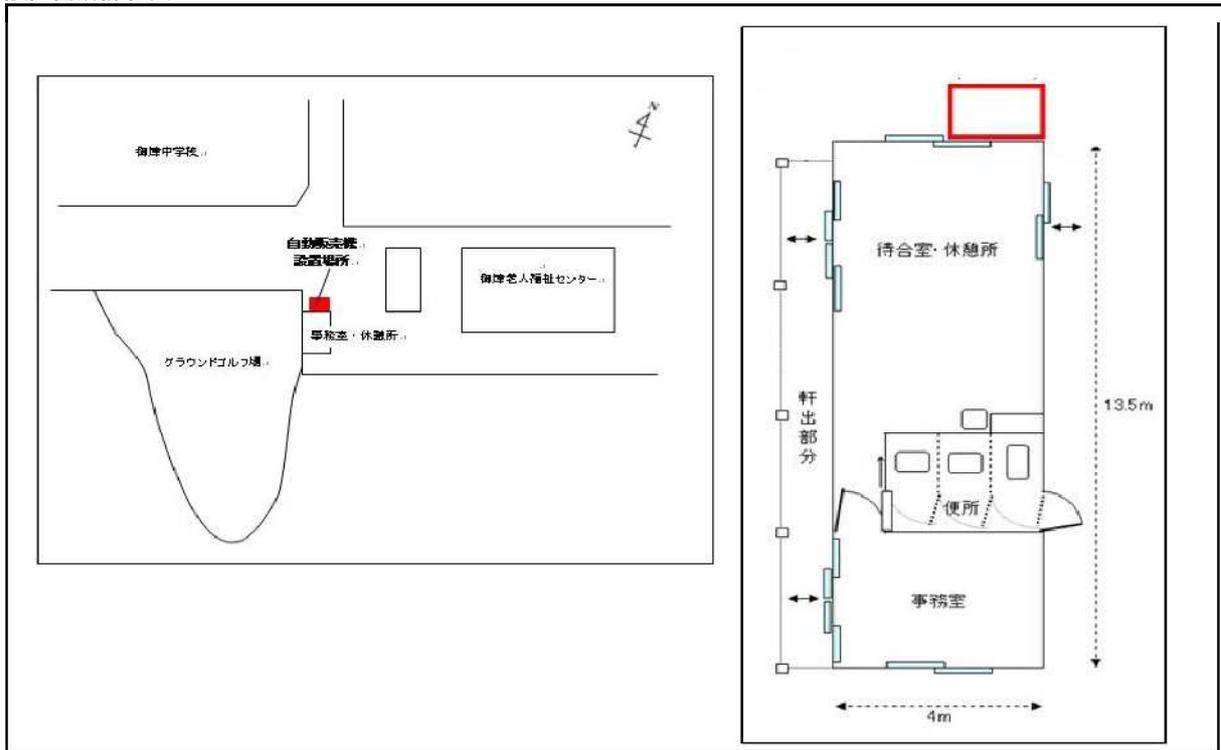
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	令和2年度売上	204,040円
	令和3年度売上	160,380円
	令和4年度売上	218,910円

7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	御津支所総務民生課	電 話	086-724-1111
-------	-----------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

B-①

設置台数

2台

1. 設置に関する仕様

施設名称	中区役所庁舎			
施設所在地	岡山市中区浜三丁目7番15号			
設置場所	中区役所庁舎 1階北東スペース	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	3,000 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	1,000 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 (2) 設置場所には、自動販売機本体 (2台分) ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水 (酒類及びその類似品を除く。) 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット (冬季)
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観 (デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 (根拠条例: 岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:]
-------------	-----------------------------

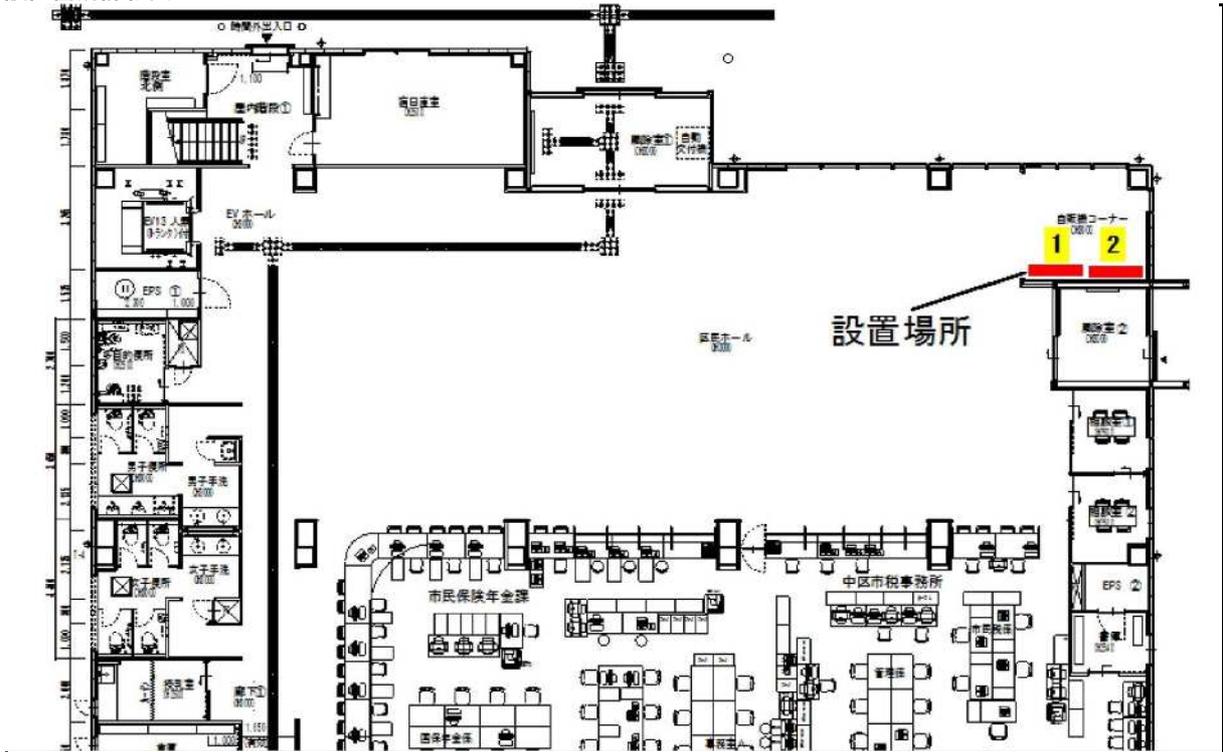
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	令和2年度売上 1,109,810円 令和3年度売上 968,620円 令和4年度売上 1,099,440円
-----------------	---

7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	中区役所総務・地域振興課	電 話	086-901-1601
-------	--------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号 C-①

設置台数 2台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市北消防署			
施設所在地	岡山市北区鹿田町二丁目4-1			
設置場所	北消防署2階 待機室兼食堂	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	2,800 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	1,100 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 上記設置場所寸法は、自動販売機本体（2台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格から一律20円引いた額で販売すること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2台で販売する商品の重複を避ける構成とすること ・びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 (根拠条例：岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 ()台 [販売品目:]
-------------	----------------------------------

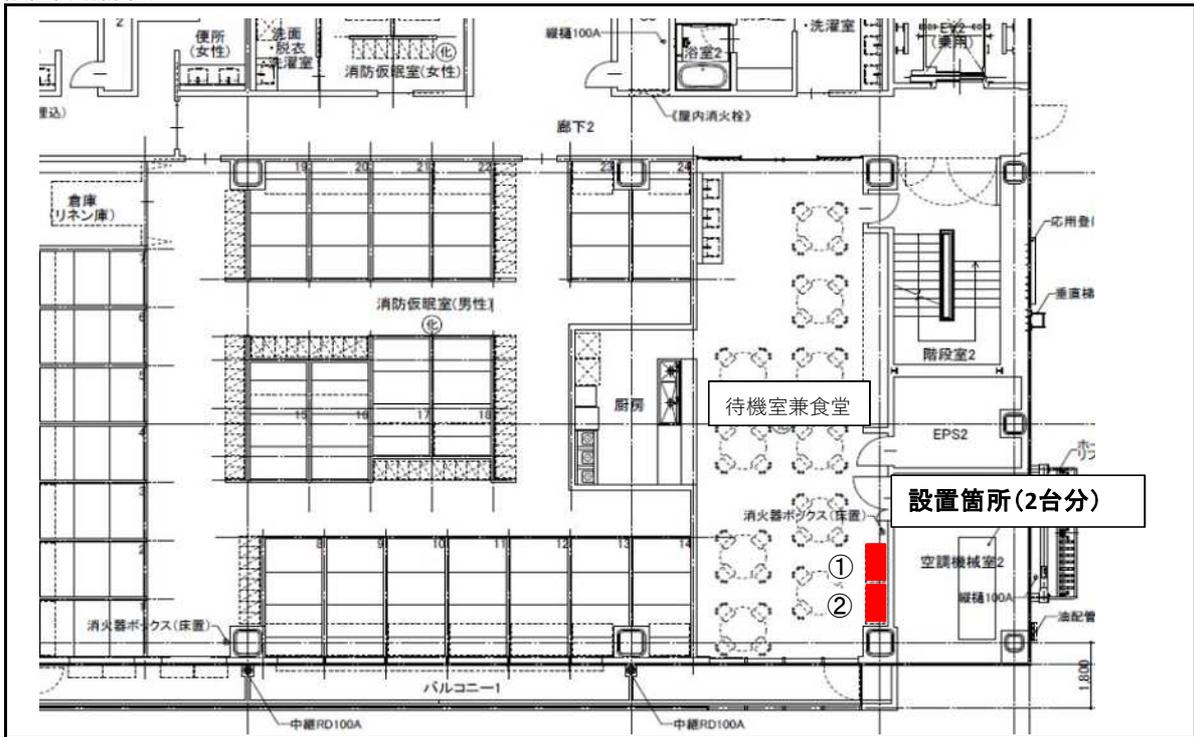
6. 参考データ

利用者実績 または見込み		北①	北②
	令和2年度売上	447,030円	705,140円
	令和3年度売上	648,690円	673,920円
	令和4年度売上	746,340円	538,940円

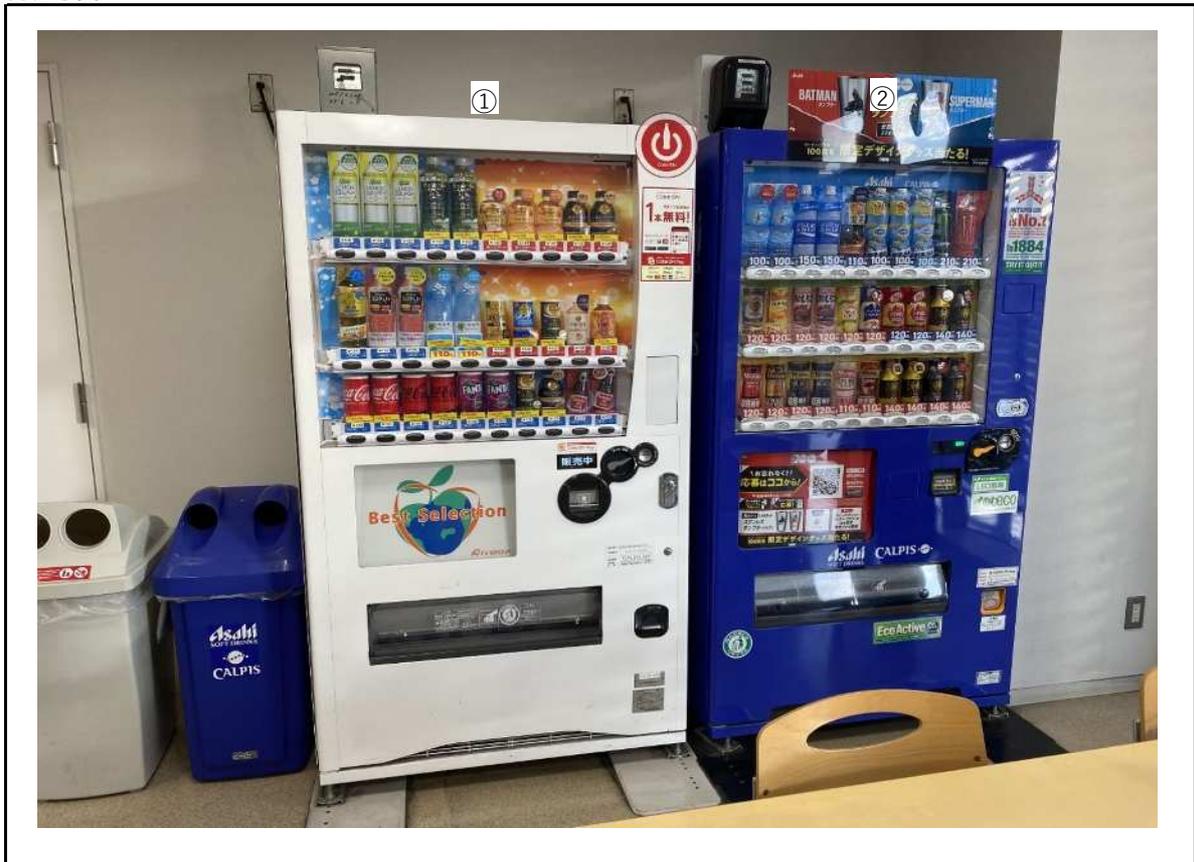
7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	消防企画総務課経理係	電 話	086-234-9972
-------	------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

C-②

設置台数

2台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市西消防署			
施設所在地	岡山市北区野殿西町4 2 7-1			
設置場所	西消防署 2階 待機室兼食堂	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	2,500 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	1,000 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 上記設置場所寸法は、自動販売機本体（2台分）の寸法（放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む）とし、使用済容器回収ボックスは別途設置スペース有り。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格から一律20円引いた額で販売すること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	・2台で販売する商品の重複を避ける構成とすること ・びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 (根拠条例：岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 ()台 [販売品目:]
-------------	----------------------------

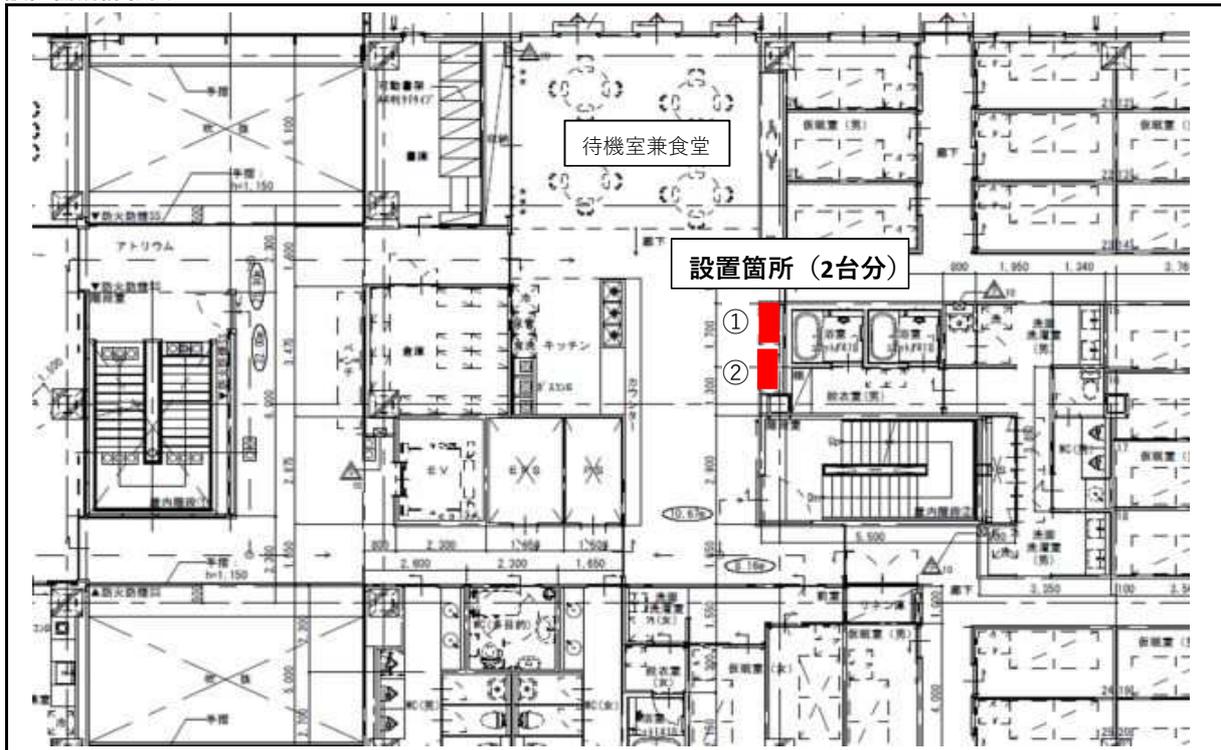
6. 参考データ

利用者実績 または見込み		西①	西②
	令和2年度売上	276,480円	357,850円
	令和3年度売上	386,120円	297,620円
	令和4年度売上	465,310円	346,960円

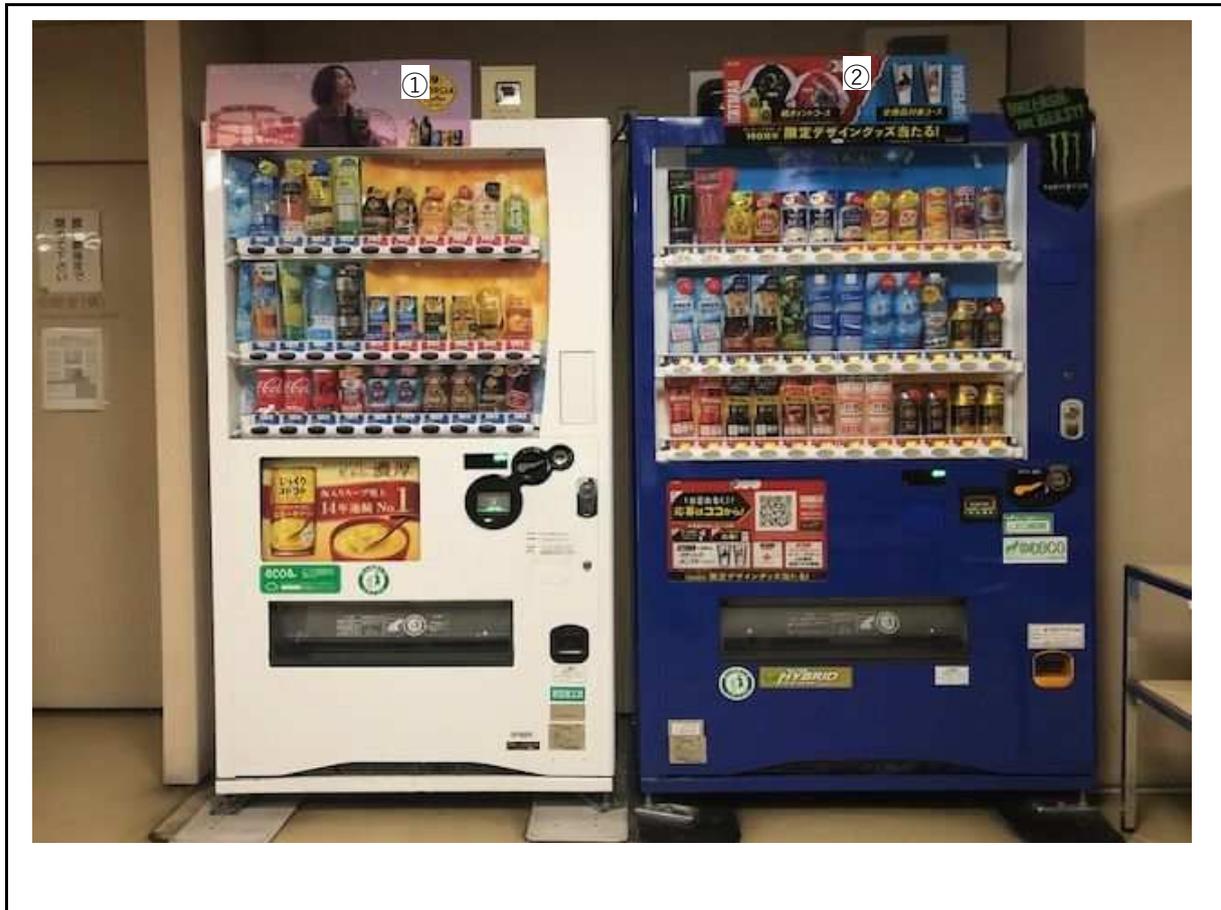
7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	消防企画総務課経理係	電 話	086-234-9972
-------	------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

C-③

設置台数

2台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市中消防署			
施設所在地	岡山市中区今在家地先			
設置場所	中消防署 2階 待機室兼食堂	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	2,700 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	1,000 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 上記設置場所寸法は、自動販売機本体（2台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ □ カップ式
販売価格	標準小売価格から一律20円引いた額で販売すること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	・2台で販売する商品の重複を避ける構成とすること ・びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 （根拠条例：岡山市財産条例）

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 ()台 [販売品目:]
-------------	--

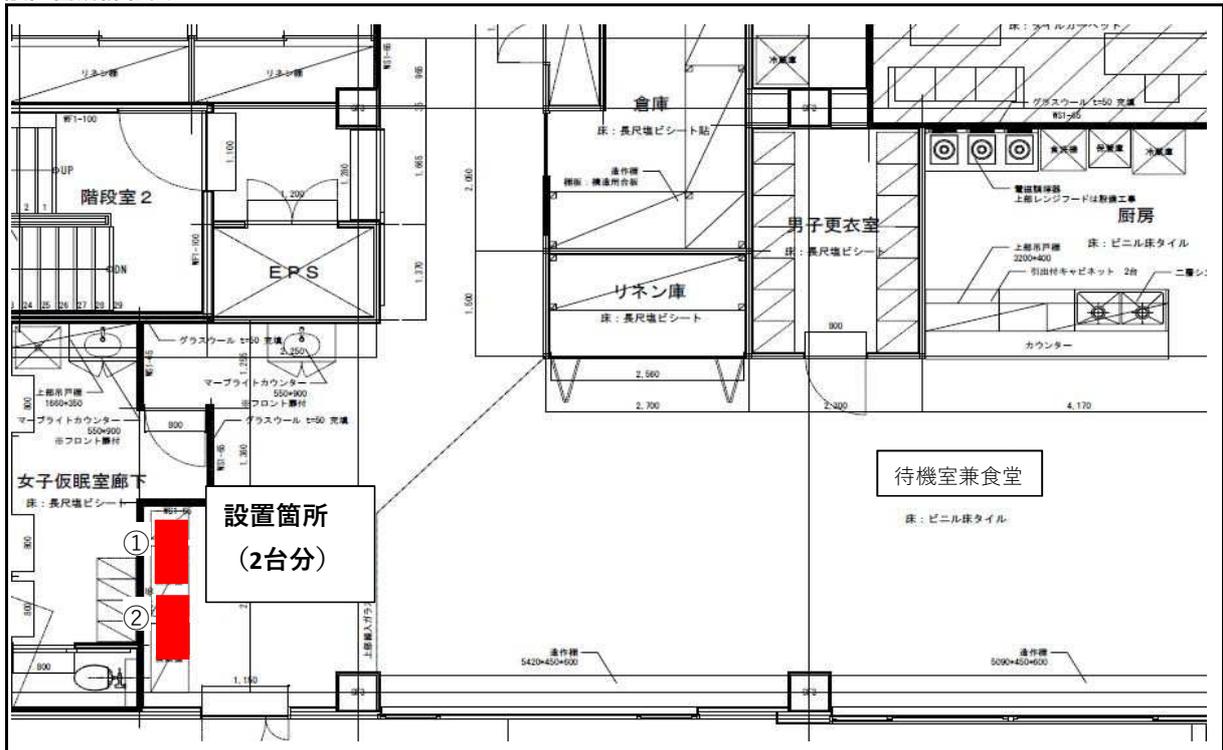
6. 参考データ

利用者実績 または見込み		中①	中②
	令和2年度売上	300,200円	306,810円
	令和3年度売上	342,210円	440,700円
	令和4年度売上	422,590円	311,940円

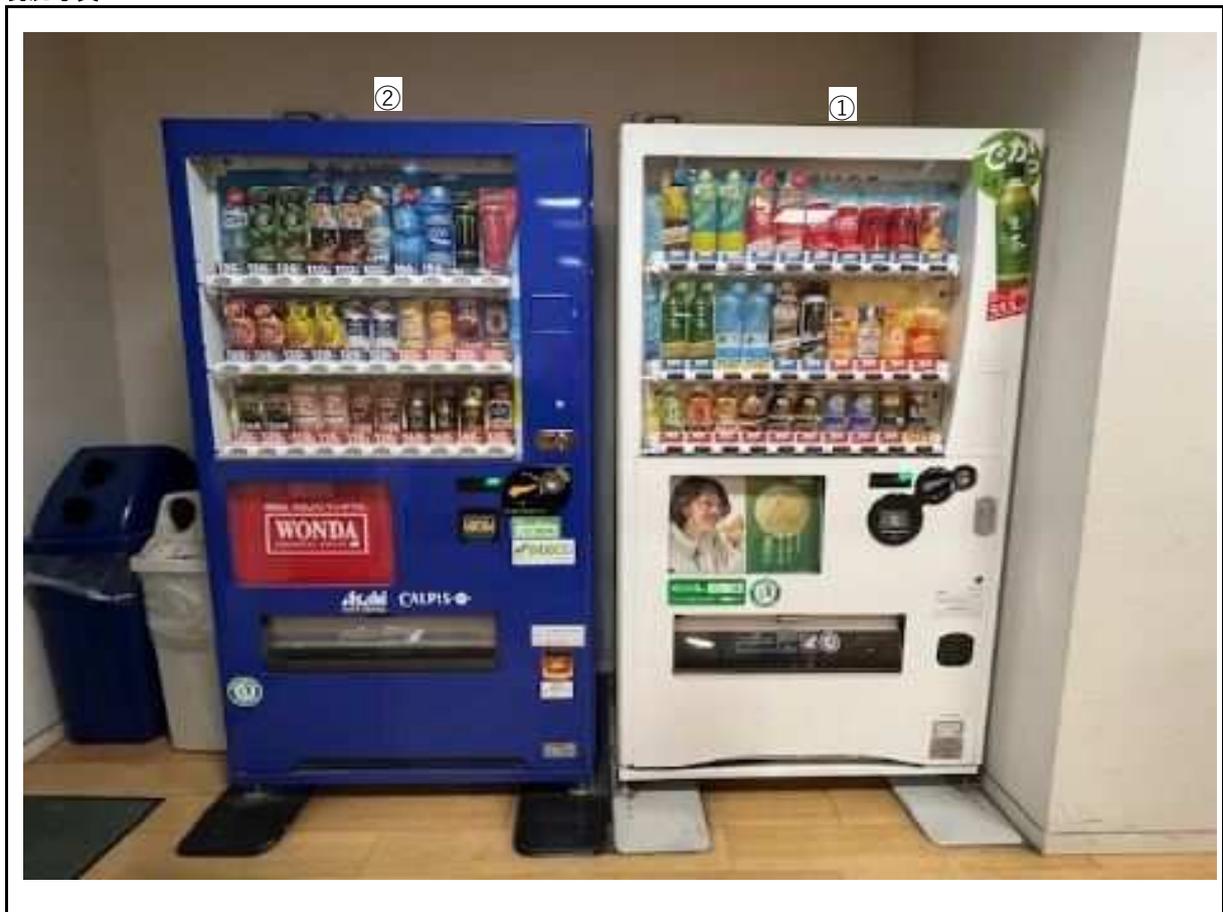
7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	消防企画総務課経理係	電 話	086-234-9972
-------	------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

C-④

設置台数

1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市東消防署			
施設所在地	岡山市東区西大寺南一丁目2-4			
設置場所	東消防署1階 風除室2	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	1,400 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	1,000 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 上記設置場所寸法は、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	・可能な限り、物件番号C-⑤で販売する商品との重複を避ける構成とすること ・びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 (根拠条例：岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目：]
-------------	---

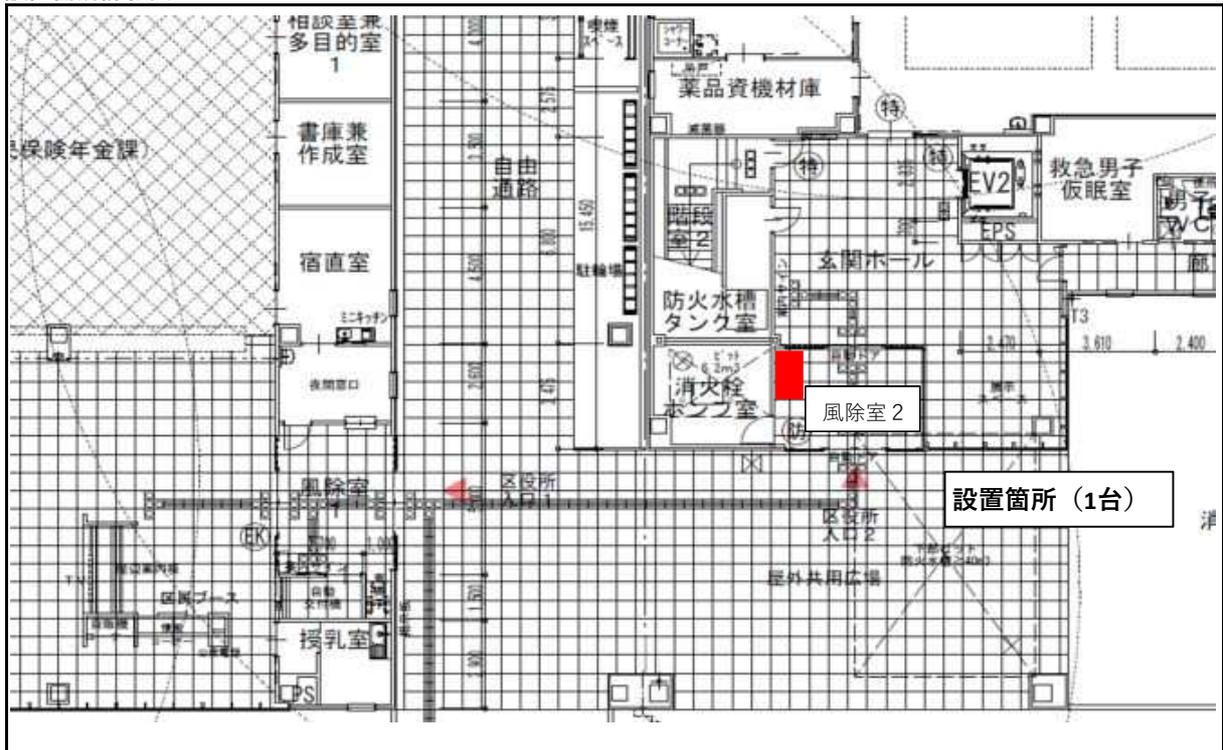
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	令和2年度売上 978,630円 令和3年度売上 706,750円 令和4年度売上 668,900円
-----------------	--

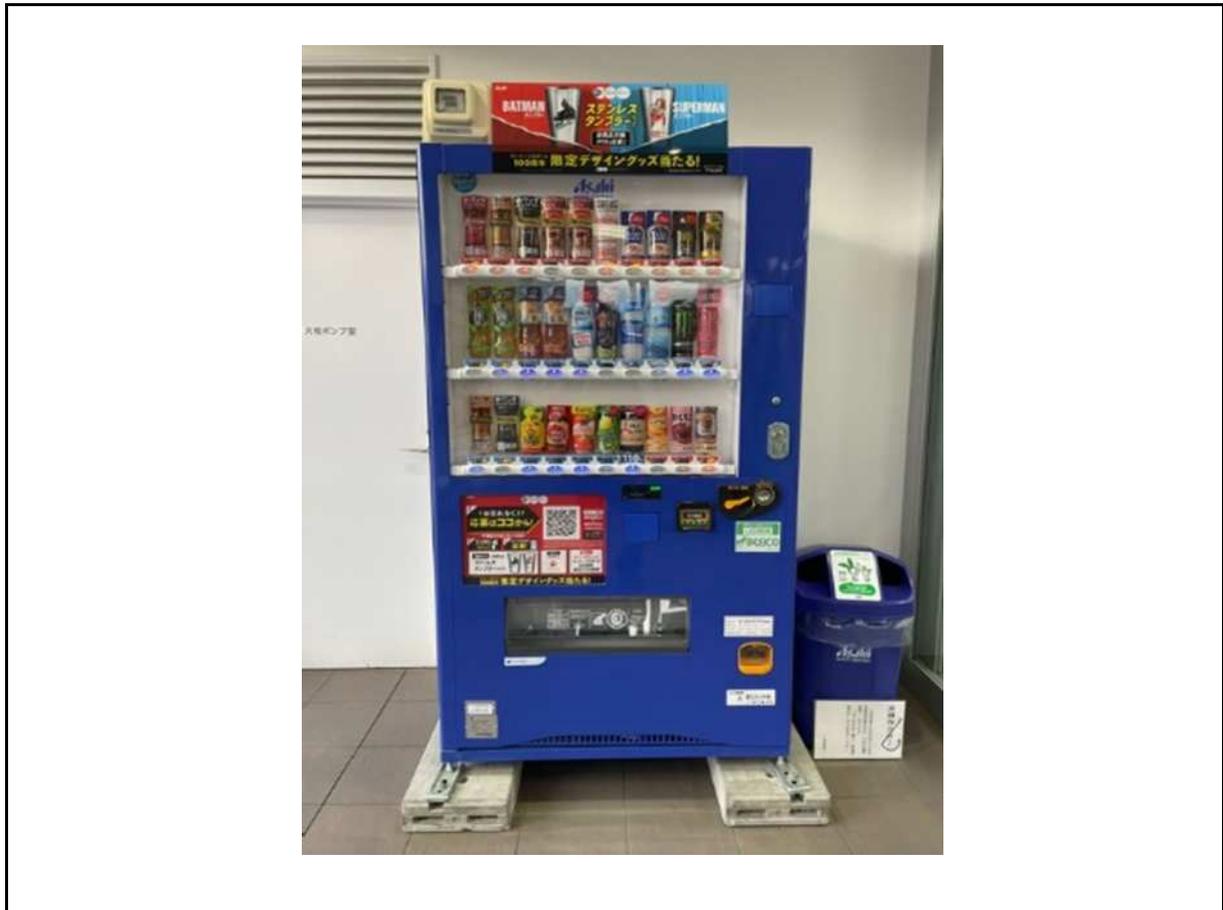
7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	消防企画総務課経理係	電 話	086-234-9972
-------	------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

C-⑤

設置台数

1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市東消防署			
施設所在地	岡山市東区西大寺南一丁目2-4			
設置場所	東消防署3階 待機室兼食堂	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	1,400 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	1,000 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 上記設置場所寸法は、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ □ カップ式
販売価格	標準小売価格から一律20円引いた額で販売すること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	・可能な限り、物件番号C-④で販売する商品との重複を避ける構成とすること ・びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 (根拠条例：岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:]
-------------	-----------------------------

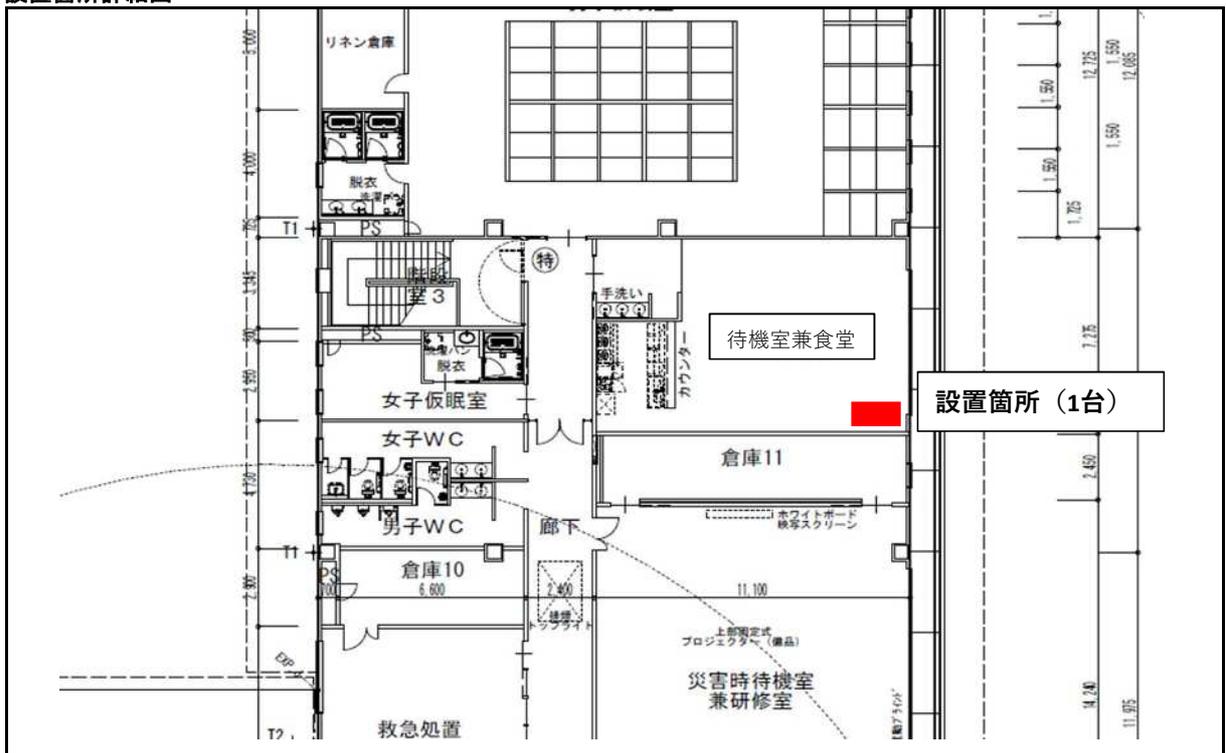
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	令和2年度売上 491,170円 令和3年度売上 438,100円 令和4年度売上 530,680円
-----------------	--

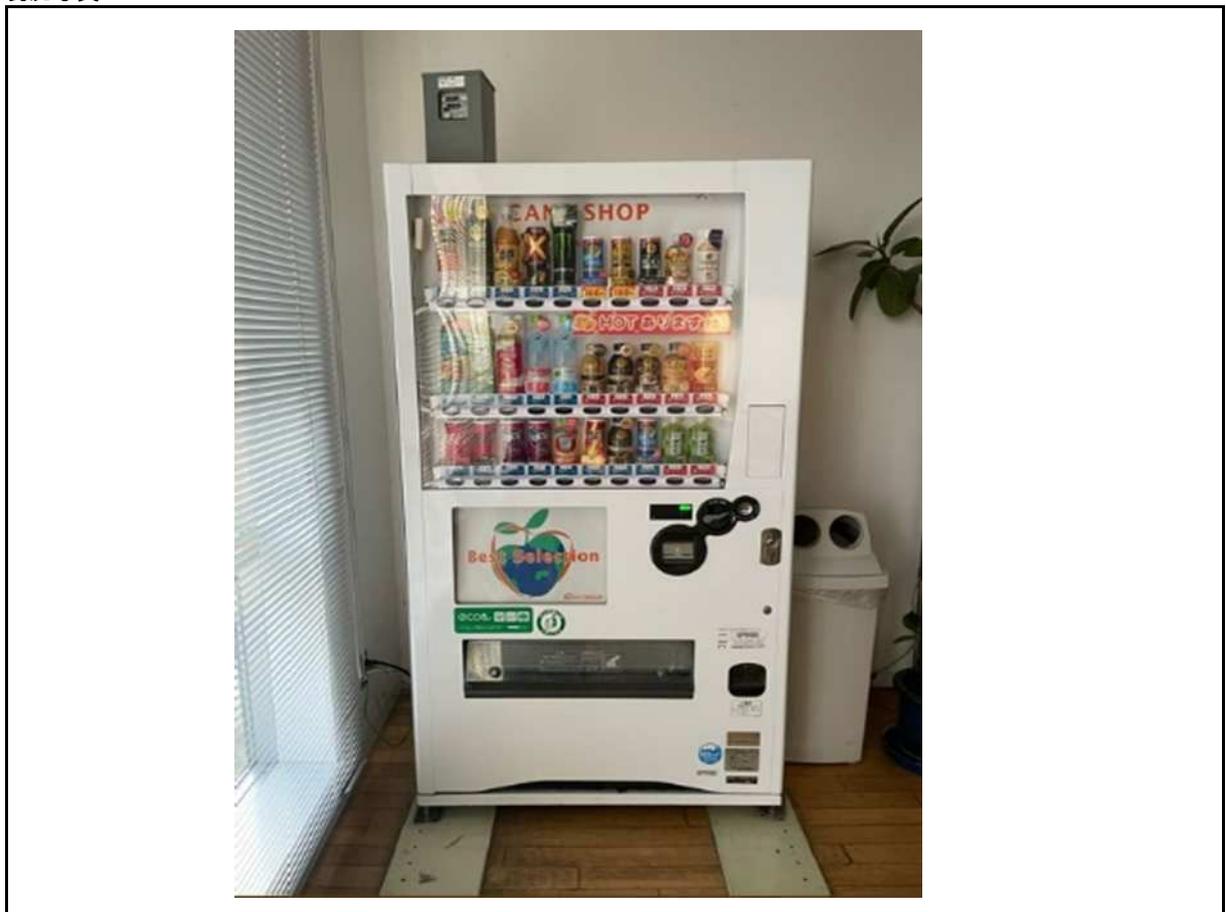
7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	消防企画総務課経理係	電 話	086-234-9972
-------	------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

C-⑥

設置台数

2台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市南消防署			
施設所在地	岡山市南区浦安南町495-88			
設置場所	南消防署2階 待機室兼食堂	土地・建物の別	■ 建物	
設置場所寸法	幅	2,800 mm以内	既設自販機の有無	■ 有(⇒入替)
	奥行	1,000 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 上記設置場所寸法は、自動販売機本体(2台分)ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水(酒類及びその類似品を除く。) 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット(冬季)
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格から一律20円引いた額で販売すること。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	・2台で販売する商品の重複を避ける構成とすること ・びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 13,200 円/台 (根拠条例:岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:]
-------------	--------------------

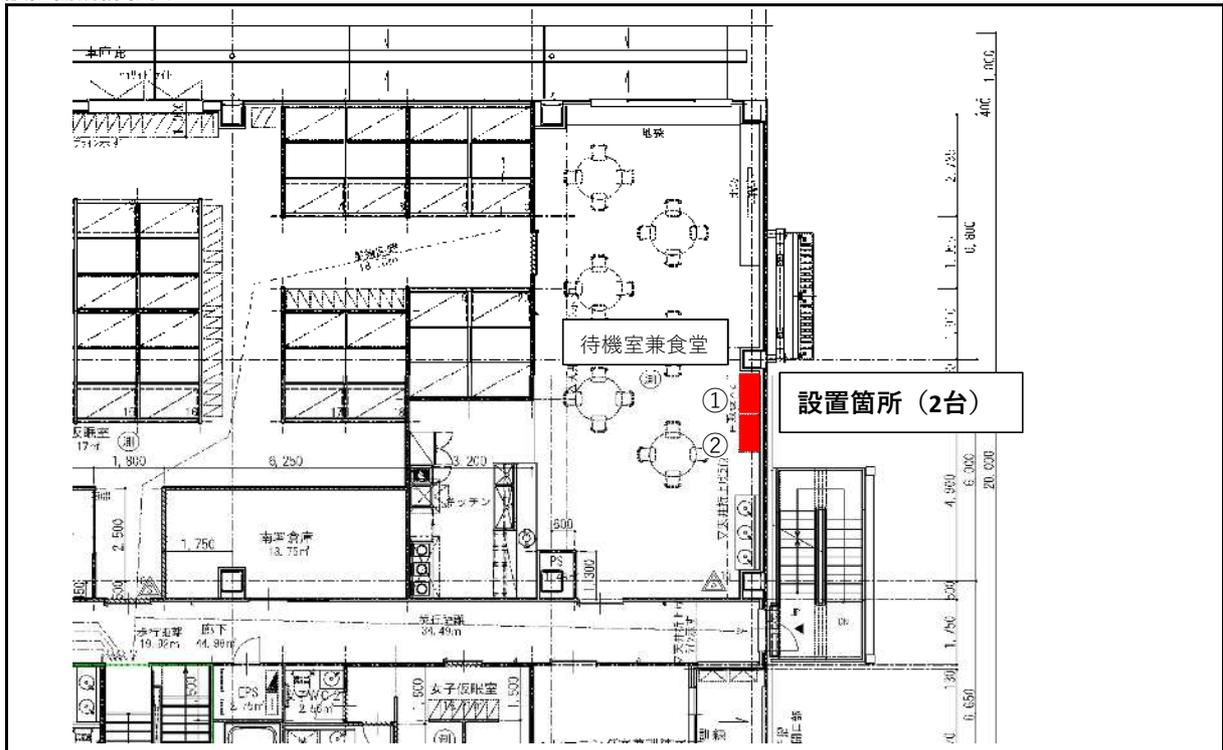
6. 参考データ

利用者実績 または見込み		南①	南②
	令和2年度売上	380,970円	425,720円
	令和3年度売上	352,700円	394,740円
	令和4年度売上	225,730円	322,940円

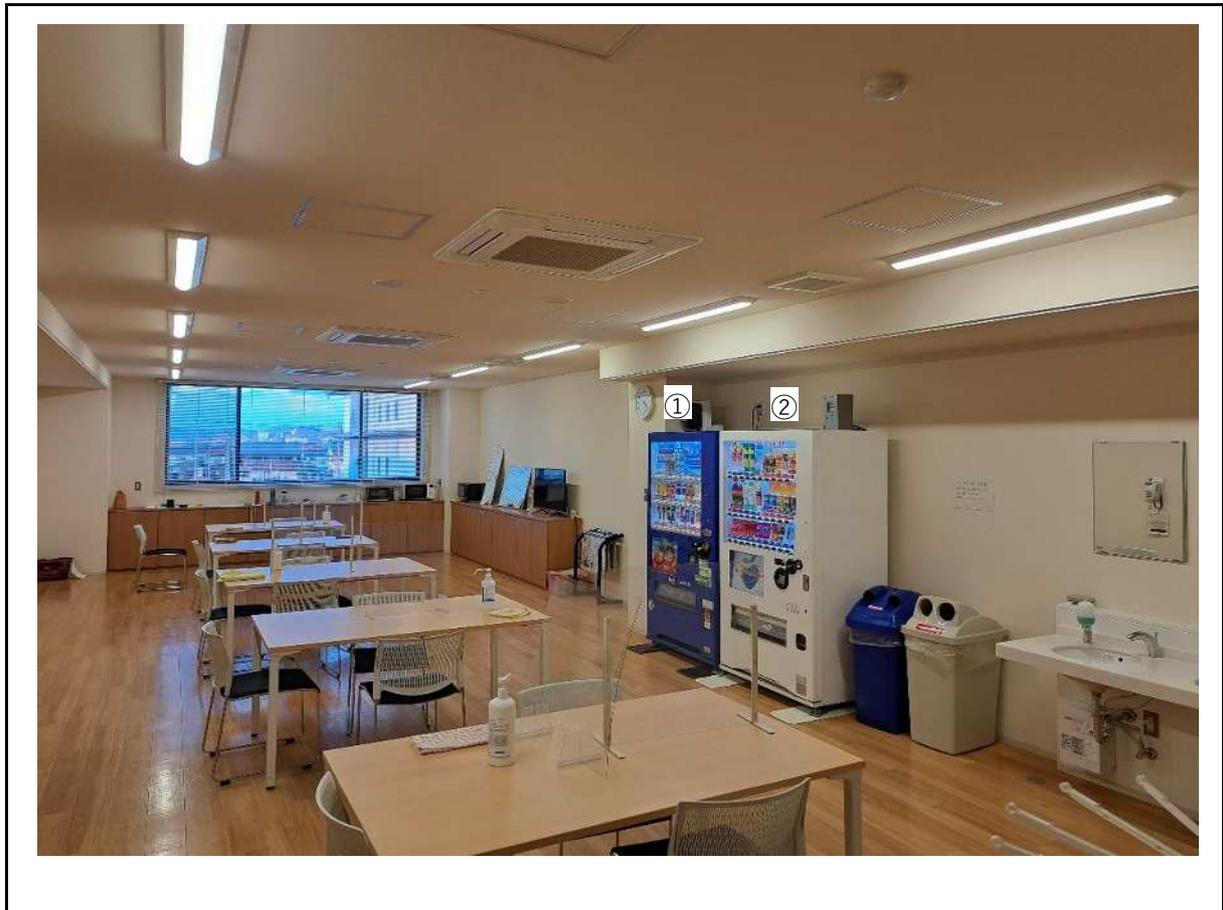
7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	消防企画総務課経理係	電 話	086-234-9972
-------	------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



令和6年4月設置

公募自販機物件別仕様書

物件番号

C-⑦

設置台数

1台

1. 設置に関する仕様

施設名称	岡山市北消防署御津出張所			
施設所在地	岡山市北区御津宇垣140-2			
設置場所	御津出張所庁舎西側 屋外	土地・建物の別	■ 土地	
設置場所寸法	幅	1,200 mm以内	既設自販機の有無	■ 有 (⇒入替)
	奥行	1,000 mm以内	電気の子メーター	■ 要新設
	高さ	2,000 mm以内	使用済容器回収ボックス	■ 要設置
設置開始日	令和6年4月1日	設置更新期限	令和11年3月31日 まで更新可	
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。</p> <p>(2) 上記設置場所寸法は、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。</p>			

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商 品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容 器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。
特記事項	びんは構成になくても可

②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機 能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	■ 年額 12,000 円/台 (根拠条例：岡山市財産条例)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 最低納付金料率

最低納付金料率	15%
---------	-----

5. その他

同一施設内の他の自販機	■ 無 () 台 [販売品目:]
-------------	-----------------------------

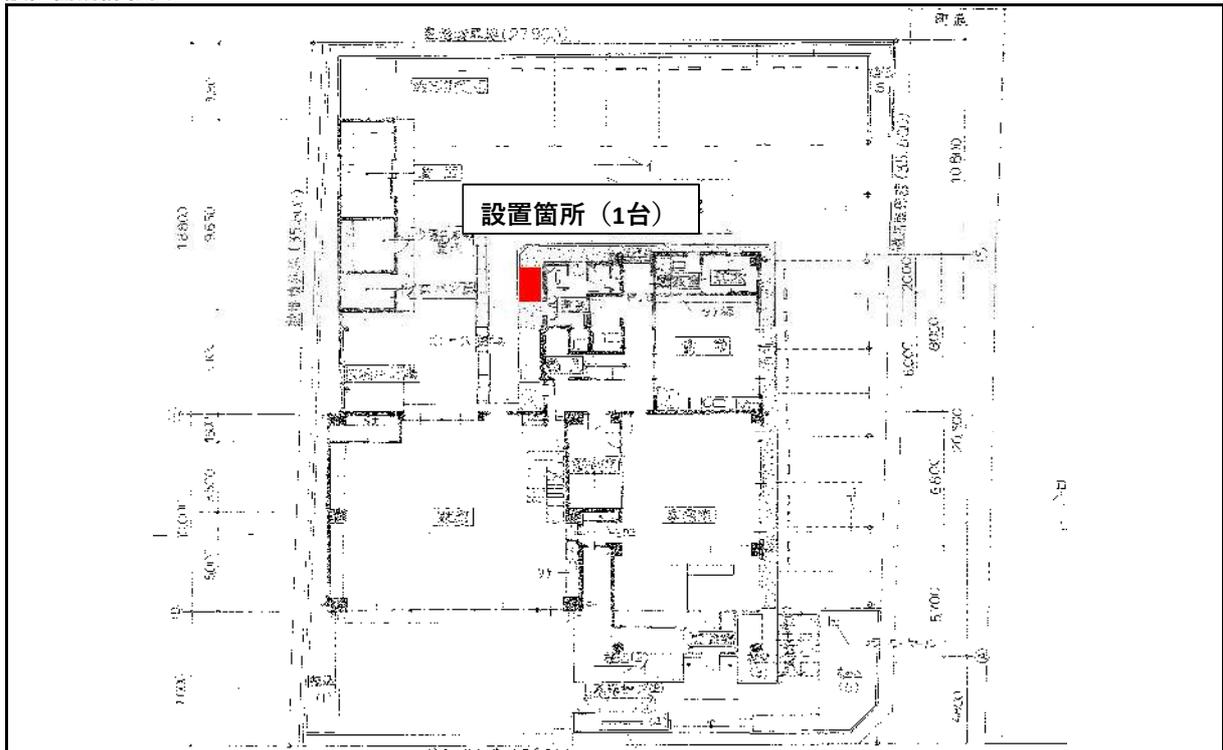
6. 参考データ

利用者実績 または見込み	令和2年度売上 168,990円 令和3年度売上 114,820円 令和4年度売上 108,850円
-----------------	--

7. 設置に関する問合せ先

施設所管課	消防企画総務課経理係	電 話	086-234-9972
-------	------------	-----	--------------

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真

